

多大の困難を免れまい維持契約の形式は直接に請負人をして、丁寧に工事を執行せしむるの利益あるを以て、其の有益なるや明瞭であるから、例へ不幸にして多額の費用を要す

るに至るも、假に試験的事業の名義にても、木塊鋪装工事に對し此の模範的請負契約を應用するは當然の事と謂つていいだらう。(未完)

自動車専用道路に就て

土木事務官 中好

一
從來閑却されて居た道路交通の經濟的價値を著しく増進せしめたのは自動車の發達に基因する事は顯著な事實であつて新しく贅言する必要は無い。併しながら我が國に自動車が輸入されてより今日に至る迄の趨勢を以て此後自動

車が發達するかは、我が國の地勢又は原動力の需給等よりして直に肯定すること出來ないにしても、大正九年に於て纔に七千臺を算したるに過ぎざるものか、現在に於て三萬臺を超過するに至つた趨勢に鑑るときは、此後五六六年を出でずして相當の數に上るべきことは想像するに難くない、此趨勢を以て或る限度迄發達するものと豫想して我が

國道路の現狀に稽ふるときは、幅員狹隘にして路面は脆弱加ふるに屈曲の多きことは自動車の發達顯著な米國の夫れに比すべくも無い、爲に到底自動車固有の機能を發揮せしむることが出來ないのは明かである。假令是等道路の不備が新らしき技術の應用に依つて漸次矯正さるゝとするも、

路上に於ける交通物體が雜多にして各其の速度を異にし。

高速度の自動車と緩速度の牛馬車又は路面電車が互に錯綜して交通する以上は到底自動車の機能を十分發揮せしむることが出來ない、茲に於てか自動車は現在に於ける道路の利用不得策に基因して、其の發達を抑制せらるゝかに想到すれば必ずしも然らざることを知る、蓋し自動車の有する效用は或る一定の範圍に於て鐵道又は軌道の夫れに優るとも劣らない特質を有するが故に、新に通路を新設し又は擴張して經營されつゝある鐵道軌道が相當の収益を挙げつゝあることに想到するときは、必ずや自動車は路上交通を捨て専用道路を施設しても尙其の經營を要求するに至るは疑を容れない所である、近時ミラン地方に於ける自動車専用

道路のことを耳にするのであるが、我が國に於ても既に神奈川縣下に於て大船片瀬間自動車專用道路の出願を觀るに至つたのであつて、此後此種事業は各地に計畫されるべく、必ずしも歐洲の問題として看過すべきことではない。

二

自動車専用道路は其の名の如く一般の交通を排し自動車の交通のみに供する道路にして、其の形式に於て一般道路と異なるのであるが、其の道路の用途が自動車のみの交通に在るを以て、交通物體に就て何等制限しない一般道路との目的及性質を異にするのである、是等道路も其の用途の内容よりするときは特定人が其の私人の用に供するものと、不特定人の用に供するものとに區別して觀察するを得るが、前者は特定人の利用に供するものであつて、其の事業の効果は特定人の利害に歸し一般公衆の生活に關係する所がないから、是等に對しては交通政策上よりして干渉すべき筋合のものなく、其の道路は私人が土地所有權の

效果に依つて一般土地を使用するものと觀るべきものにして純然たる私物として考察すれば足るべく又夫れを以て十分である、従つて若し是等の施設が一般道路等に關係し公益上害ある場合には一般警察權の行使に行つて其の使用を制限すれば足るのであつて交通政策上考慮の外に置くべきであるが、後者は不特定人を相手方と爲すものなるが故に普通の私物として觀察することを許すべき筋合のものでない、蓋し其の道路上に於て旅客貨物の運送業を經營するやの、如きは勿論、自ら運送業を經營せざるも其の道路を他人に使用せしめ自動車交通の用に供することは、其の性質及經濟上の效用に於て鐵道又は軌道の夫れと異らざる故に交通政策上重要な地位を占むるものである。

三

現行法制の下に於て私人が是等道路を施設經營することは私人の自由なるやは攻撃すべき問題であるが、此問題の解決に資すべきものは明治四年十一月太政官布告第六四八

號の規定である、其の布告は『治水修路人儀ハ地方ノ要務ニシテ物産蕃盛諸民般富ノ基本ニ付府縣管下ニ於テ有志ノ者共自費或ハ會社ヲ結ビ水行ヲ疏シ險路ヲ開キ橋梁ヲ架スル等諸般運輸ノ便ヲ興シ候者ハ落成ノ上功費ノ多寡ニ應シ年限ヲ定メ税金取立方被差許候間地方長官ニ於テ此旨相心得右ノ儀頗出候者有之節ハ其ノ地ノ民情ヲ詳察シ利害得失ヲ考ヘ人費税金ノ制限等篤ト取調大藏省ヘ可申出事但本文ノ趣管内無漏可相達事』と云ふのである、此布告は諸般運輸の用に供すべき事業は其の整否専ら一般公衆の利害に反映するを以て是等事業は國家が施設すべきことの大原則を前提として設けられたものにして、自動車道路の如き施設を爲し運輸事業を經營するは私人の自由事業に非ざること、是事業に付ては必ず地方長官の許可を受くべく、運輸事業の經營に依りて徵收すべき手數料又は使用料の範圍は道路の築設又は運輸事業の經營に要する資金を銷却すべき限度に止むべきことを規定したのである、従つて不特定人を相手方とする自動車専用道路の經營が、所謂修路に依

つて運輸の便に供すること明なるが、故に是等事業は地方長官の許可を受け所謂元資銷却主義の下に於てのみ經營を許容さるべき國是であることを窺知することが出来る、故に現在に於ては此布告の規定する所に依り私人は自動車専用道路を築造すべきものであつて所謂自由事業ではない。

更に其の道路上に於て旅客貨物運輸の業を營はむとするときは、自動車取締令第十二條以下の規定に依り地方長官の免許を受くることを要するのである、此免許制度の可否に關しては前號に於て論じた所にして詳論するを避けるが、特許事業に依る権利の行使に對し自動車取締令の定むる所に依つて、警察制限を加ふることは違法である、然るにも拘らず此警察制限が適法視せらるゝ所以は自動車専用道路に依る運輸事業に就ては前記太政官布告を適用すべきもの無いと論ずる者と、前記太政官布告は現在效用を有せないものであることを論ずるものとあるが、免許に依りて生じた権利の行使に對し警察制限を爲すことは敢て違法でない、併しながら立法論からすれば免許に依つて生ずる

権利の行使を警察命令に依つて制限するの可否に就ては或は論者の如き方針を是なりとする理由も無いではなく尙議論の餘地があるにしても、成法上の解釋としては適法と言はざるを得ない、故に自動車運輸事業に對しては前記太政官布告の適用を排除すると言ふ説は正當では無い、次に右布告が現在効力なきことを主張する説であるが、右布告は憲法制定前に屬する明治四年に制定されたものなるも、憲法に所謂憲法に矛盾せざる法令であつて遼由の効力あるべきは多言を要しない、加之道路法が右布告を道路に適用しないことを規定したこと徴ても其の説の誤なることは明かである、故に自動車専用道路に於て爲す運輸事業に對しては前記太政官布告と自動車取締令の適用があるものと確信するのである。

四

自動車發達の趨勢からして自動車専用道路の要求を見る、のとき、前述した太政官布告の規定する所に依つて満足す

べきか吾人の研究せむとする所である、一般不特定人の交通を目的とする事業の如きに在りては、其の施設經營の良否は直に一般國民生活に反映するが故に事業の經營に付特許主義を採用した大政官布告を以て合理的とし満足するのであるが、前號に於て乗合自動車法綱要に付述べたと同様に、一般交通機關は統一されたる交通綱の下に施設され各機關が脈絡相通じて其の機能を發揚することに依つて交通上の效果を擧げ得べきものなるを以て、其の特許官廳を地方長官と爲すことは交通政策上得策でない、若し強て其の主義を墨守するときは交通機關相互の間に競争を惹起し、國民經濟の不生產的消費を招くの外直接間接に生ずべき不利益は擧げて數ふべからざるものがある、又其の道路の使用に依つて經營者の徵收すべき使用料若は手數料が元資銷却主義の下に認容せらるべきことは、時代の進運に伴ふて國民經濟生活の爲に當然要求せらるべき事業の發展に應ずることを得ざるのみならず、此種事業に類似する鐵道若は軌道に依る運輸事業に於て、利益を考慮した妥當な運賃其の他

の料金の徵收が是認せられ正當視せらるゝことに對照するのは何等合理的根據を有するものでない。

此の如く現行制度は多くの缺陷を有するを以て之を改正する必要あるが、此改正に付き考慮すべきは事業の助成を圖ることである、蓋し一般交通の用に供する鐵道又は軌道に付ては其の企業の容易を期するが爲に公用徵收權附與の途を設け、用地に對しては地租を免除し一般會社に關する制限を緩和して助長政策を採用することに鑑るときは此種事業に對しても亦同一の特典を附與するの必要がある、又本年事業の爲に特に必要なるべきは沿道土地に特別の制限を加へ自動車交通に依る障害の除却を嚴重にするの必要あるべく、更に又國家財政の許すならば國庫補助政策を探つて、本事業の發達を促し國民經濟生活の進展を圖る必要あるを以て、吾人は自動車專用道路法の制定を希望して已まない。